

## 第52号議案

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費」に、「別表に定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中指定職の職務にある者相当額」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号の指定職職員等に支給される額に相当する額」に改める。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に、「8種」を「7種」に改め、同条第3項中「車賃および宿泊料」を「その他の交通費および宿泊費」に改める。

(品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 4 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費」に改める。

(調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和40年品川区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に改める。

(品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和43年品川区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費」に改める。

(品川区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 品川区監査委員の給与等に関する条例(平成4年品川区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費」に改める。

(説明) 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、区長、副区長等の旅費の種類を改める必要がある。